

第4章

雇用・就業

1 基本方針

障害のある人がその適性に応じて働くことは、障害のある人の社会的自立とともに、社会参加のための重要な柱であり、自己実現を図るうえで大変重要です。

平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行されるとともに、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正されたことにより、障害のある人の就労に関する考え方は大きく見直され、新たな就労支援事業の創設や、雇用部門との連携の強化が打ち出されています。

こうした状況の中で、障害のある人が住み慣れた地域で、その能力を最大限に発揮し、働けるよう、その特性を踏まえた条件の整備を図ることが重要となっています。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

〔課題〕(1) 障害のある人の雇用の場の拡大

(2) 総合的な支援施策の推進

2 現状と課題

(1) 障害のある人の雇用の場の拡大

関係機関との連携のもと、就労希望者に対して公共職業安定所を紹介し、また、就労のための訓練を必要とする人に対しては、準備機関として障害者職業センター、国立職業リハビリテーションセンター、障害者高等技術専門校などを紹介しています。今後も適切な情報提供を行っていくことが大切です。

障害者雇用促進のための「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により、精神障害者への雇用対策強化、在宅就業者に対する支援、ジョブコーチ助成金、グループ就労訓練助成金等、障害のある人の就業機会を拡大する制度が創設されました。また、障害福祉施策との有機的な連携が打ち出され、障害のある人の就業機会の拡大を図っていくこととなりました。但し、具体的な取り組みや制度の周知については、十分と言えないことから今後関係機関との連携を図り、検討していく必要があります。

障害者雇用の状況は、船橋公共職業安定所管内に本社を置き、法定雇用率適用の対象となる従業員56人以上を雇用する企業において、平成20年6月1日現在、民間企業の法定雇用率1.8%を下回る1.54%であり、法定雇用率達成企業数も45.3%にとどまっています。職場への定着を含めて障害のある人の就業機会の拡大を図るためには、雇用する側の企業や、職場で一緒に働く人々などの理解と協力が不可欠であることから、さ

らに公共職業安定所などの関係機関と連携しながら、企業及び一般社会への啓発広報に努める必要があります。

就業機会の拡大の場として、船橋公共職業安定所と障害者雇用促進合同面接会を共催し、就職を希望する障害のある人たちにより多くの面接選考の機会を提供するとともに、事業主の障害者雇用についての認識と理解を深め、雇用拡大の機会を提供するために、求職者と求人者が一堂に会する機会を提供し、障害者雇用の促進を図っています。今後もこのような機会の提供を行う必要があります。

現在、市では、地方公共団体の法定雇用率2.1%を上回る障害者雇用を確保しています。今後は、引き続き法定雇用率を遵守するとともに、障害のある人の新たな職域の開拓や、働きやすい勤務形態の研究など、障害のある人の市での雇用のあり方について多面的に検討する必要があります。

市では、市内の障害のある人を雇用した市内の事業主に対して雇用促進奨励金を、市内の障害のある人を職場実習に受け入れた事業主に対しては、障害者職場実習奨励金を交付しています。また、新規に就労した障害のある人に新規就労支度金を給付しています。こうした支援施策を、今後も継続していく必要があります。

(2) 総合的な支援施策の推進

市として障害のある人の就労支援に取り組むため、地域自立支援協議会の中で専門部会として就労支援部会を設置しています。この中で幅広い分野から、総合的な情報交換、啓発活動、就労支援施策の検討などを行っていく必要があります。

乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援体制の構築に向けて設置された船橋市特別支援連携協議会の第三作業部会では、障害のある人の就労について、関係機関で情報交換・意見交換を行っています。また、地域自立支援協議会の就労支援部会との連携を図っています。こうした会議の更なる充実の必要があります。

特別支援学校では、個別の教育支援計画の一形態として、職業教育や進路指導の充実を図るとともに、生徒一人一人の社会参加と自立を支援するため、学校と労働機関、民間企業等が連携・協力し、個別移行支援計画を作成しています。今後は、個別移行支援計画に基づく就業支援ネットワークの構築や、作業学習等の指導内容・方法の一層の充実を図っていく必要があります。

障害のある人が一般就労するためには、施設が長期間にわたりかわり、就労だけでな

く、生活面でのサポートを行い、新しい環境に定着するまで継続的な支援をしていくことが必要です。そのためには、障害者就業・生活支援センターの設置を就労支援事業所等に働きかけていく必要があります。また、その運営について、関係機関との連携が適切に行われるよう支援していく必要があります。

障害のある人の就労の継続には困難が多く、また、一度離職してしまうと、その後の再就労には難しいものがあります。さらに、就労についての悩み事などがあっても、それを障害者本人や家族が抱え込んでしまうことがあります。今後、公共職業安定所などの関係機関との連携を一層深め、相談体制を充実させ、就労定着に結びつけていく必要があります。

卒業後の進路に関する相談支援については、進路対策委員会を中心に、家庭、学校、労働機関、福祉部門などと連携しながら取り組んでいます。一般就労希望者に対しては、職場開拓及び企業での産業現場等における実習の実施などにより就労につなげています。今後も、進路先の確保とともに、卒業後の相談支援活動に一層の努力が必要です。

「障害者自立支援法」の施行により、これまでの授産施設等の福祉施設が機能別に再編成され、就労移行支援事業や就労継続支援事業が創設されました。こうした事業の利用により一般就労への移行が推進されることとなりましたが、就労支援に関する知識や経験のない事業者の移行もあることから、適切な支援を行なえるよう情報提供や人材育成を図る必要があります。

一般就労が困難な障害のある人にとっては、授産施設や福祉作業所、地域活動支援センター等が、福祉的就労の場として重要な役割を果たしています。こうした福祉的就労から一般就労へ結びつけることが望まれることから、運営の安定化を図るため、施設に対し、運営費などの補助を行っています。今後もこうした場を確保し、希望者本人の状態などに応じた適切な施設利用を図っていく必要があります。

発達障害や高次脳機能障害などの障害のある人で、身体・知的・精神のいずれの手帳交付要件にも該当しない人の社会参加を促進するため、地域活動支援センター等の施設での受け入れについて検討する必要があります。

市では、「千葉県就労事業振興センター」へ「福祉作業所等の機能を強化する事業」を委託し、福祉作業所等の事業振興と、障害のある人の自立に向けたさまざまな支援を行っています。今後も事業の充実を図り、作業所等の受注及び販路の拡大を推進していく必要があります。また、各施設の工賃アップを図るために、販路拡大の一助となるよう福祉シ

ヨップの開設を検討していますが、場所の選定、運営方法など、今後、詳細な検討を行う必要があります。

知的障害者については、事業経営者などの下で訓練を受け、就職に必要な素地を養う職親委託制度があります。今後、利用を希望する人へ適切に情報提供等を行う必要があります。

3 施策の方向

(1) 障害のある人の雇用の場の拡大

啓発活動の充実

関係機関との連携により、就労を希望する障害のある人や企業に対し、適切な啓発に努めます。

就業機会の拡大

合同面接会を開催し、内容の充実に努めます。

法定雇用率を遵守し、市職員としての雇用について検討します。

一般就労の促進

障害のある人を雇用した場合の奨励金制度など、障害のある人の就労支援に努めます。

また、一般就労促進のため、新規就労者への支度金の給付を行い、就労支援に努めます。

(2) 総合的な支援施策の推進

就労支援体制の構築

就労に関する各会議の内容の充実に図り、情報交換、啓発活動、就労支援施策を推進します。

個別移行支援計画の充実に図ります。

障害者就業・生活支援センターの設置について働きかけを行い、設置後については、その運営面において支援を行います。

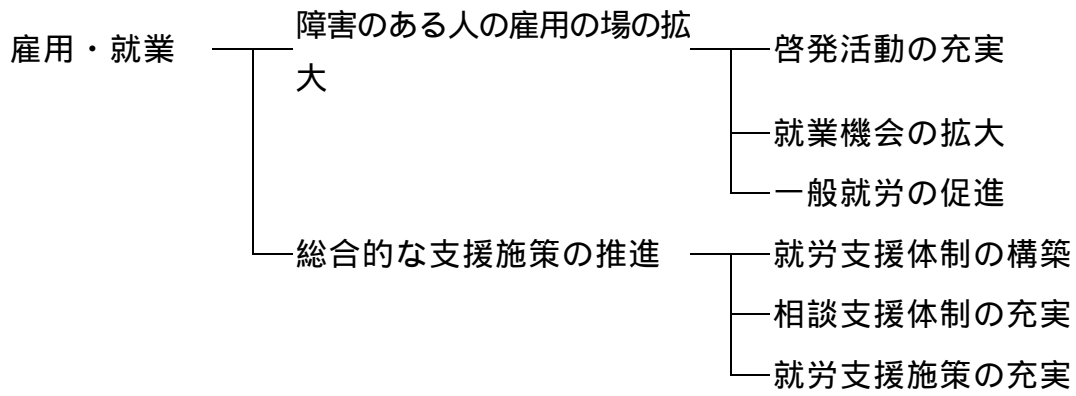
相談支援体制の充実

学校卒業後の進路に関する相談支援について、関係機関と連携しながら、その充実に図り、就労後においても、相談支援活動を充実させ、就労定着に努めます。

就労支援施策の充実

授産施設、福祉作業所、地域活動支援センター等、福祉的就労の場の確保に努めるとともに、その受注及び販路の拡大を図ります。

4 施策の体系



5 施策の内容

(1) 障害のある人の雇用の場の拡大

施策の方向	施策	内容	担当課
啓発活動の充実	就労希望者への情報提供	就労希望者が望む情報や訓練を受けられるよう、関係機関と連携し、適切な情報提供を行う。	障害福祉課 商工振興課
	企業への啓発	関係機関と連携しながら、障害のある人に対する企業及び一般社会への啓発広報を図る。	障害福祉課 商工振興課
	各種制度の周知	企業が障害のある人を受け入れやすい体制を構築するために、特例子会社や在宅就業支援等の制度、各種助成金について、関係機関と連携しながら、企業、事業者への周知を図る。	障害福祉課 商工振興課
就業機会の拡大	合同面接会の開催	公共職業安定所と合同面接会を共催し、事業主に対して、障害のある人への認識と理解を深め、雇用機会の拡大を図る。	障害福祉課 商工振興課
	市職員としての雇用	法定雇用率の遵守とともに、障害のある人の新たな職域や雇用形態について検討を行い、市での雇用機会の拡大を図る。	行政管理課 職員課
一般就労の促進	就労支度金の給付	障害のある人の一般就労を促進するため、就労した障害のある人に対して新規就労支度金を給付する。	障害福祉課
	事業者への雇用支援	障害のある人を職場実習に受け入れた事業主に対して、障害者職場実習奨励金を交付する。 障害のある人を雇用した事業主に対して、雇用促進奨励金を交付する。	商工振興課

(2) 総合的な支援施策の推進

施策の方向	施策	内容	担当課
就労支援体制の構築	地域自立支援協議会 専門部会の充実	地域自立支援協議会の就労支援部会にて、新たな就労支援施策の検討を行う。	障害福祉課
	特別支援連携協議会 作業部会の充実	特別支援連携協議会の第三作業部会にて、さらなる連携のあり方を検討する。	総合教育センター
	関係機関との連携強化	地域自立支援協議会や特別支援連携協議会などにより、関係機関と連携を強化し、障害のある人の雇用の促進と就労の安定化を図る。	障害福祉課
	個別移行支援計画の 充実	個別移行支援計画を作成し、就業支援ネットワークの構築や、指導内容・方法の更なる充実を図る。	総合教育センター
	障害者就業・生活支援センターへの働きかけ	就労面と生活面の支援を一体的に行うため、障害者就業・生活支援センターの設置について働きかけを行う。 センターの運営において、関係機関との連携が適切に行われるよう、支援を行う。	障害福祉課
相談支援体制の充実	進路に関する相談支援の充実 〔再掲〕	障害のある児童生徒の社会参加を促進するため、進路対策委員会を中心として、労働、福祉、医療などの各機関と連携しながら、卒業後の進路に関する相談支援の充実を図る。	総合教育センター
	卒業後の相談支援の充実 〔再掲〕	卒業後のさまざまな悩みごとなどに関して、障害者総合相談支援事業の活用を図るとともに、各種相談機関と連携するなどして、相談支援活動の推進を図る。	障害福祉課 総合教育センター

施策の方向	施策	内容	担当課
	就労定着に向けた支援	就労支援を行う事業所との連携を図りながら、障害のある人の就労定着を支援する。	障害福祉課
就労支援施策の充実	事業移行支援	授産施設や福祉作業所が、就労支援事業や地域活動支援センターへ適切に移行できるよう、的確な情報提供及び人材育成を図る。	保健所 障害福祉課
	地域活動支援センター等の充実	地域活動支援センター等の運営の安定化を図るため、運営費の補助等を継続する。	保健所 障害福祉課
	受け入れ対象の拡大	発達障害や高次脳機能障害など障害者手帳交付要件に該当しない人の社会参加を支援するため、地域活動支援センター等での受け入れについて検討する。	障害福祉課
	受注及び販路の拡大	千葉県就労事業振興センターへ事業委託し、福祉作業所等の受注、販路の拡大を図る。	障害福祉課
	福祉ショップの開設	工賃アップを図るために、福祉ショップの開設を検討する。	障害福祉課
	職親委託制度の利用	就職に必要な素地を養い、雇用を促進し、また、職場における定着性を高めるための職親委託制度について、利用希望者に適切な情報提供を行い、利用を促す。	障害福祉課